

椎の木

SHII-NO-KI



目黒の歳時記

【目黒不動尊・めぐろふどうそん】

目黒不動として親しまれている天台宗泰叡山瀧泉寺。1615年に本堂が火災で焼失したが、1624年徳川家光によって再建され、以後徳川幕府の庇護を受け繁栄するようになった。

境内の独鈷の滝（とっこのたき）を浴びると病気が治癒するとの信仰があり、江戸時代には一般庶民の行楽地として親しまれた。

Contents

目黒の歳時記	1	知ってトクする、話のネタに(18)	12
新春対談	2	江戸しぐさ(17)	13
納税表彰式	7	環境対策シリーズ(16)	14
確定申告	8	AED 講習会	15
税の豆知識	9	目黒法人会イベント情報	16
都税事務所だより	10	これからの予定／編集子／編集後記	18
区役所だより	11		

新春対談
「新しい年に向けて」

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

新春対談

「新しい年に向けて」

今号では新春企画として、唯木誠目黒税務署長と公益社団法人目黒法人会大鷲公弘会長の対談をお届けいたします。司会は大鷲委員長長の竹内靖博が務めさせていただきました。



目黒税務署署長室で行われた対談風景

司会…まずは対談に先立ちまして唯木署長、大鷲会長から年頭のご挨拶をお願いします。

署長…公益社団法人目黒法人会の会員の皆様方には、日頃から私も税務行政に対しまして、多大なるご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

会長…昨年中は目黒税務署を始めとして目黒法人会の会員の皆様には、事業活動を通じて大変お世話になりました。心より御礼申し上げます。本年も格別なるご厚情をよろしくお願い申し上げます。

司会…それでは、唯木署長、新年



唯木税務署長

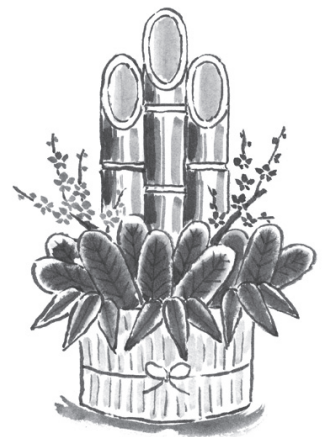
を迎えての抱負をお願いします。
署長…今年も国民の皆さんに信頼される税務署を目指し、自らがその先頭に立って微力を尽くしてまいりたいと思います。

今年の抱負

司会…大鷲会長も新年の抱負をお願いします。

会長…今年は辰（竜）年ですが、辰（竜）年生まれの人には正義感と信用の性格とされ、知識欲旺盛で、冒険や夢をおいかけて天を駆け上がるロマンチストであると言われており、草木が茂り出し草木の形が整う状態を示す、生命の成長が表されているといえます。

経済環境を嘆くよりもまず挑戦。言い訳や責任転嫁をせず、従来のやり方の延長線上では達成できないことを十分認識して、過



去にとらわれない大胆な改革も不可欠であり、自分が頑張らなければという気概を持つて取り組み、今年も健康に留意し元気で乗り切りたいのが今年の抱負です。

司会…ありがとうございます。唯木署長のご出身地はどちらですか。

署長…私は北海道京極町出身です。京極町は、小樽と函館のちょうど中間ぐらいにある羊蹄山の麓の町なのですが、日本の名水百選にも選ばれた「羊蹄の噴き出し湧水」があるところです。

司会…確か洞爺湖サミットがあった頃、私は「羊蹄の噴き出し湧水」を見学したことがあります。では、唯木署長が税務署に入られた動機を教えてください。

幼少時の経験が 今に生きる

署長…私は、11人兄弟の末っ子と

して生まれました。父親は、鉄鉱石を掘る鉱山会社で働いていましたが、私が小学校に上がる前に亡くなり、母親と兄達に育ててもらいました。そのような兄達には感謝しつつも、兄達とは違う仕事に就きたいと思っていました。また、子供心に人の役に立つような仕事をしてみたいと思っていました。親にも相談することなく、税務署と北海道警察の試験を受けました。両方合格しましたが、税務署の仕事により興味とやりがいを感じましたので、自分でこちらに決めました。

司会…よく分かりました。子供の頃から堅い仕事に就きたいと思われていたのですね。

大鷲会長の子供の頃はどうかだったのですか。

会長…昔は子たくさんですよ。私も4男3女の7人兄弟の5番目で次男ですが、私が事業を継いでいます。父がいろいろな事業をやっていて、牧場での「乳業」

が主力で、小さな頃には牛乳配達をしてから学校に行っていました。結果的にはこれが非常にプラスになっていて、お客様には雨の日も雪の日も毎日配達をしなければならず、滑って牛乳瓶を割ったりすれば、会社に戻り配達をしなければなりません。そういった経験をしたからこそ簡単にはへこたれません。苦しい時こそ、その人の真価が問われるもので、まさに「逆境に勝る教育はなし」を座右の銘にしています。



大鷲目黒法人会会長

「初心忘るべからず」が 座右の銘

司会…唯木署長の座右の銘を教えてください。

署長…「初心忘るべからず」です。何事も長くやっていると知らず知らずのうちに、何かやろうと思いついた当初の純真な気持ちを忘れがちです。何事にも初心に立ち返り、目の前にあることをしっかりと考えて行動することが大切であると思いますので、この言葉を座右の銘にしています。

司会…お二人の座右の銘をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

私は、「人間万事塞翁が馬」を座右の銘にしています。人生、色々なことがあります。良いと思つたことが悪くなったり、悪いと思つたことが良くなったりするので、何があっても自分を見失わないように着実に生きたいと思ひ、この言葉を掛け軸にして床の

間に飾っています。

では、唯木署長の趣味を教えてください。

署長…若い頃はスポーツを全般にわたりやっていましたが、今はスポーツ観戦が主流で、中でも陸上競技が好きです。関東で行われる駅伝やマラソンなどはよく見に行っています。40代までは、野球やスキーをやっていましたが、最近では、遊び程度に近所の人達とソフトボールをやる程度です。

司会…若い頃は足が速かったみたいですね。それでフットワークが良いんですね。

大鷲会長の趣味も教えてください。

会長…中学1年生頃の先生が旅行好きで、その影響を受けて旅行が趣味になりました。年1回はできるだけ海外もしくは国内の遠いところへ、妻と元気なうちと思い、出掛けます。また、署長と同じようにスポーツは色々やりました。

プロになるのではなく、浅く広くやるのが良いのではと考えています。色んな方々とお付き合いできて人生が楽しいのではないかと思い、数多くのスポーツをやってきました。健康維持と運動不足をカバーするため、遅いぐらいですが50歳から夫婦でゴルフを始めました。

目黒は新旧の良さを併せ持つ街

司会…さて、唯木署長は昨年7月に目黒税務署に着任されましたが、目黒税務署管内の印象はいかがですか。

署長…着任前は高級住宅地や著名人が多い比較的新しい町との認識を持っていましたが、着任してから半年間、管内を歩いてみると、古い商店街等も多く、下町のようなところもあり、住み易い落ち着いた町との印象を持ちつつあります。

会長…私は目黒生まれですので、目黒が一番良い町だと思っています。目黒は伝統的な寺社仏閣が多く点在し、近代的なビルもある中で、私は「鷹番」というところに住んでいます。昔、殿様が鷹狩に来ていたところから地名がついたという人がいますけれど、私は鷹匠が住んでいたからではないかと思っています。

司会…では、唯木署長にお伺いしたいと思います。

目黒法人会は昨年4月に公益社団法人に移行しましたが、目黒法人会と目黒税務署との関係につきまして、今後どのようなになりますか。

署長…新制度への移行後の監督官庁は変わりましたが、目黒法人会と私も税務当局との関係は、従来と何ら変わりなく、引き続き協調関係を維持し、そして発展していく上で、更なる相互信頼関係を構築していきたいと考えています。

生まれ変わった法人会が目指すもの

司会…従来と変わりなく協調関係が続くことを確認できまして安心しました。

それでは、大鷲会長から目黒法人会の現状並びに今後の活動について抱負をお聞かせください。

会長…目黒法人会は昨年3月25日付にて都知事より「移行認定書」をいただき、4月1日付けをもって「公益社団法人目黒法人会」の移行登記を完了し、名実とも公益社団法人として生まれ変わりました。

これを機に新たな心構えを持ち、会員企業及び地域企業の健全な発展と税知識の普及と納税意識の高揚に資するための施策を実施するとともに、地域社会貢献事業にも積極的に取り組み、健全な納税者団体として事業の公益性と社会貢献度を高めるつもりであります。

また、組織の強化を図り、納税者の事業への参加の向上と加入

増加を推進し、公益社団法人の要請する要件を満たすために、民間が担う公共の目的を果たすこと

もに、公益社団法人としての使命を達成するよう更に組織を挙げて精励いたす所存でございます。

さらに、地域経済活性化のために税制の再構築も欠かせません。

政府の税制改正にあたっては、経済や企業経営の実態を正しく認識し、景気回復にも配慮して、メリハリある税制を作りあげるべきであるとの観点から、税制改正に関する提言を積極的に行なっています。

署長…日頃の税務行政に対するご理解とご協力に深く感謝しております。公益社団法人としての使命を達成されるべく、納税意識の向上、会員企業の自己研鑽、地域社会への公益貢献など幅広く活動されており、非常に心強く思っております。引き続き、円滑

な税務行政の推進にご協力いただければ幸いです。

e-Tax 利用推進に

一層の努力

司会…ありがとうございました。

それでは、唯木署長、e-Tax についての普及状況等についてお聞かせください。



竹内広報委員長

署長…国税庁の組織を挙げて、

全国的にe-Taxの利用促進を行っております。例えば、法人税申告の全国ベースでは、前年度末（23年3月末）時点で、e-Tax 利用率が57・9%と、既に6割

近い水準まで来ております。法人会をはじめとする協力団体や、税理士会等の御支援等もあり、お陰様で、当目黒署では、東京国税局管内平均を上回る伸び率となるなど、順調に推移していますが、東京国税局全体では、他局と比べると、未だ出遅れ感が否めず、引き続き、利用促進を積極的に行っていくこととしております。

司会…法人税申告の利用率はまだまだ低いようですが、目黒税務署としての取り組みについて教えてください。

署長…税理士が関与されている法人が大多数なので、税理士を通じて「代理送信」によるe-Taxの利用拡大に努めています。具体的には、署長・副署長による

「e-Tax PPT（プロジェクトチーム）」を組織し、管内税理士等に対して、事務所に臨場したり、電話したり、個別に「代理送信」の利用勧奨活動を行っております。

なお、税理士会目黒支部の先生方とも連携しており、定期的な情報交換を行うほか、必要に応じ、初期設定等のサポート等も行なうなど、管内税理士の利用拡大を支援しています。e-Tax未利用の会員企業様におかれましては、自社の関与税理士に対しまして、早速、「代理送信」開始の要請を行っていただくようお願いいたします。

司会…目黒税務署では組織を挙げてe-Taxの普及活動に取り組んでいるのがよく分かりました。

それでは、目黒法人会として、大鷲会長はe-Taxの普及についてどのような考えでしょうか。

法人会も全面協力、積極的にPRを

会長…e-Taxの普及につきましては、今後とも法人会として全

面的に協力していきます。会社や自宅、税理士事務所からインターネットを利用して、わざわざ税務署に行かなくても自分の好きな時間に電子申告・納税ができること、確定申告などは還付金が早く支払われること、初回の人だけに一定の要件を満たしていれば、4,000円の税額控除が受けられること、一度設定を済ませれば翌年からはスムーズにe-Taxの利用ができるようになることなど、大きなメリットがあることをもつとPRしていきたいと思っています。

特に、法人に対しては顧問税理士の代理送信制度を活用するように、積極的に広報誌・ホームページ・諸会合などを利用し、利用勧奨を展開していきます。

司会…私もe-Tax普及につきましては広報委員長として、広報PRにご協力したいと思っています。

では、唯木署長、これからの税務署としてどのように考えてい

るか教えてください。

署長…申告納税制度を支える2つの柱は、「納税環境の整備」と「適正・公平な税務行政の推進」です。社会経済情勢は日々刻々と変化していますので、その変化に的確に対応し、納税者の方々から信頼される税務行政を確立していく必要があると考えています。個々の職員がこのことをよく認識し、それぞれの持場でしっかりとその任務を遂行していくことが何よりも大事だと思っています。

司会…ありがとうございます。

それでは大鷲会長から法人会として税務行政に対する要望をお聞かせください。

会長…公益社団法人の認定を得ましたので、これからは更に一般の方にも貢献する事業をやつていかなければなりません。公益事業の柱の一つとして税に関する事業があります。会員はもとより会員以外の法人、一般の方の利益

に供しなければなりませんので、申告納税制度、税務相談、税制改正要望アンケート、税制改正説明会、決算法人説明会、新設法人説明会、税務研修会、租税教育などを含めた事業に今後とも、ご指導・ご支援を宜しくお願い申し上げます。

署長…先ほども申し上げましたとおり、従来と何ら変わりなく、決算法人説明会や新設法人説明会などの事業は引き続き共催で行いたいと思います。また、税務研修会などについてご依頼があれば、協力させていただきたいと考えています。

司会…それでは、最後に目黒法人会の今後の事業活動についての展望を大鷲会長にお願いします。

公益性・透明性の高い 信頼される法人会へ

会長…公益社団法人目黒法人会は、「法人会の基本的指針」に

則り、税のオピニオンリーダー、納税意識の向上、会員企業の自己研鑽、地域社会への公益貢献を図り、公益社団法人としての使命を達するため、一体となつて組織的な事業活動を展開し、地域の発展と信頼される法人会の確立をめざしていきます。

租税教育の啓発活動、税務相談、経営者支援のための研修・セミナー、経営相談などを積極的に展開し、広く一般から受け入れられる法人会づくりを目指すとともに、自ら公益性と透明性を高めるための不断の努力をしていかなければなりません。

司会…唯木署長、大鷲会長におかれましては、新年早々大変お忙しい中、貴重なお時間をいただきました。ありがとうございます。

皆様におかれましては今年も最良の年でありますようご祈念申し上げます、新春対談を終わらせていただきます。

平成23年度 納税表彰受彰の方々

目黒税務署主催の平成23年度納税表彰式が、平成23年11月16日(水)に、目黒区総合庁舎大会議室にて厳粛に執り行なわれました。

目黒都税事務所長をはじめ目黒区長、目黒区内の主要団体の代表者のみなさまご臨席のもと、多年にわたる申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚、税知識の啓蒙に尽力され、円滑な税務行政の運営に貢献された功績により左記の方々に、唯木目黒税務署長からそれぞれ署長表彰、署長感謝状が贈呈されました。

目黒税務署長表彰受彰者（順不同）

理事・厚生委員会副委員長
五十嵐 正 夫 殿
(株)五十嵐建設 代表取締役

社会貢献委員会委員
橋 永 孝 雄 殿
橋永金属(株)会長

理事・第三支部長
鏑 木 敏 嗣 殿
(株)鏑木本店 代表取締役

以上の方々の他に、目黒青色申告会から理事 **山崎 和子 殿**、常任理事 **岡坂 キヨ 殿**、目黒酒販協議会から理事 **田島 淳一 殿**（当会会員）、の3名が受彰されました。

目黒税務署長感謝状受彰者（順不同）

研修委員会委員

中山 昌 彦 殿

(有)中山工業所 代表取締役

女性部会副部長

佐 藤 昌 子 殿

(有)佐藤電気 取締役

理事・第2支部長

坂 本 悟 殿

(株)キョーワハーツ 代表取締役

女性部会幹事

吉 田 久 殿

(株)マミー 代表取締役

以上の方々の他に、目黒区納税貯蓄組合連合会から常任理事 **磯部 たい子 殿**、目黒青色申告会から常任理事 **山口 禮弘 殿**、理事 **天野 恭子 殿**、支部相談役 **青木 早苗 殿**、常任理事 **栗原 雅男 殿**、目黒間税会から監事 **石井 美智子 殿**、目黒酒販協議会から事務局長 **竹下 千子 殿**の7名が受彰されました。



署長表彰受彰の方々



署長感謝状受彰の方々

目黒都税事務所長 感謝状を受彰

平成23年11月4日(金)に、目黒区総合庁舎において平成23年度東京都目黒都税事務所長感謝状贈呈式が執り行われました。多年にわたる東京都税務行政への功績に対し、目黒法人会から久保 定子 殿が感謝状を受彰されました。



公益社団法人目黒法人会 監事
久 保 定 子 殿
(有)久保ビル 代表取締役



目黒税務署からのお知らせ

—— 申告書の提出は e-Tax・郵便でお早めに ——

平成 23 年分の確定申告

◎ 申告・納税期間

所得税	2月16日(木) から 3月15日(木)まで
個人事業者の消費税	1月4日(水) から 4月2日(月)まで
贈与税	2月1日(水) から 3月15日(木)まで

会場：目黒税務署
【提出】1階総合窓口
【相談】3階会場

- ・所得税の還付申告は、1月4日(水)から提出できます。
- ・確定申告期間中の相談開始時間は午前9時15分となります。また、混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、お早めにお越しください。
- ・税務署の駐車場は、確定申告期間中は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。

◎ 所得税、個人事業者の消費税の納税は便利な振替納税で

(ご利用される方は、上記申告・納税期間の期限までに、「口座振替依頼書」を提出してください。)

振替納税をご利用の方の振替日は

所得税	4月20日(金)
個人事業者の消費税	4月25日(水)

- ◎ 3月9日以降の期限間近は大変混雑しますので、お早目の提出をお願いします。
- ◎ 土・日・祝日及び年末年始は執務を行っておりませんが、2月19日(日)及び2月26日(日)の日曜日に限り申告用紙の配付、申告書作成のアドバイス及び申告書の受付を行います。
なお、当日は電話での相談、国税の領収及び納税証明書の発行は行っておりません。
- ◎ 申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」が簡単で便利です。
作成した申告書は、印刷して提出することも e-Tax を利用して送信することもできます。
また、確定申告等の様式は、国税庁ホームページからも入手(印刷)できます。

国税庁ホームページのアドレス <http://www.nta.go.jp>



「確定申告センター」を開設！！

パソコンによる確定申告書等作成のアドバイスを行う「確定申告センター」を西新宿に開設します。

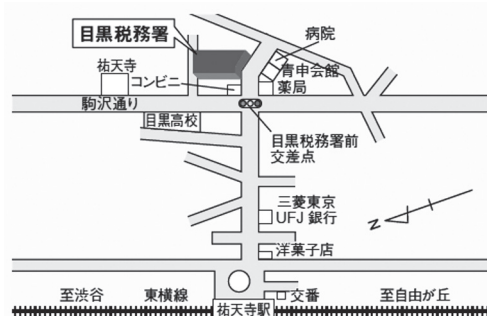
- 開設期間 平成24年2月1日(木)～3月15日(木)
(ただし、土、日曜及び祝日を除く。)
- 開設時間 9:00～17:00
(相談開始は9:15からとなります。)
- 開設場所 「アクアプラザ」
新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランド地下1階

・パソコンによる所得税・個人消費税等の確定申告書等作成におけるアドバイス(土地、建物及び株式などの売却による譲渡所得や贈与税の申告書等作成アドバイスは除きます。)を行います。

・外部記録媒体(フロッピーディスクやUSBメモリ等)の使用はできませんので、ご注意ください。

※お住まいの地域にかかわらずご利用いただけます。

目黒税務署



〒153-8633 目黒区中目黒 5-27-16
(開庁時間 午前8時30分から午後5時)
☎ 03-3711-6251

※電話は、自動音声によりご案内しておりますので、ご用件に応じた番号を選択してください。

さらに便利で使いやすく！
ネットでも申告・納税。

e-Tax
国税電子申告・納税システム

知って得する？ 税の豆知識

今年も所得税等の確定申告の季節となりました。
暮らしの中の身近な税金について知っているのと役立つ情報を
記載してみました。



◎マイホームを売ったときは何か特例があるの？・・・

自分が住んでいる家と敷地を売ったときや、以前に住んでいた家と敷地を住まなくなってから3年後の12月31日までに売ったときなど、一定の要件を満たす場合には次の特例が受けられます。

これらの特例を受ける場合は、住民票の写しなど一定の書類^{*}を添付した確定申告書の提出が必要です。

さらに（イ）又は（ロ）の特例の適用を受ける場合には、確定申告書を申告期限内に提出し、かつ、以後の年も連続して確定申告書を提出する必要があります。その上で、繰越控除の特例の適用を受ける年分において控除を受ける金額の明細書など、一定の書類^{*}を添付した確定申告書を提出する必要があります。

^{*}東京国税局ホームページ「資産税（相続税、贈与税及び譲渡所得）関係チェックシート参照

1 マイホームを売って、譲渡益がある場合

(1) 3,000 万円の特別控除の特例

長期譲渡所得又は短期譲渡所得のどちらに該当する場合でも、一定のものについては、課税譲渡所得の金額を計算する上で最高 3,000 万円が控除されます。

譲渡所得－特別控除＝課税譲渡所得

譲渡所得：譲渡価額－（取得費＋譲渡費用）

特別控除：3,000 万円

注：譲渡所得が 3,000 万円に満たない場合には、特別控除額は、譲渡所得の金額が限度となります。

(2) 軽減税率の特例

売った年の1月1日現在で、そのマイホームの所有期間が10年を超えている場合は、3,000万円の特別控除の特例を適用した後の課税長期譲渡所得金額に対して、次のとおり軽減された税率で税額を計算することになります。

課税長期譲渡所得の金額	所得税	住民税
6,000 万円までの部分	10%	4%
6,000 万円を超える部分	15%	5%

(3) 買換え（交換）の特例

マイホームの買換え（交換）をした場合は、譲渡価額が2億円以下、売った年の1月1日現在で所有期間10年超、居住期間10年以上の場合など、一定の要件に該当する場合は、その譲渡益の課税を繰り延べる特例が受けられます。

ただし、上記(1)3,000万円の特別控除の特例又は(2)軽減税率の特例とは、選択適用となっています。

2 マイホームを売って、譲渡損失が生じた場合

売った年の1月1日現在で、所有期間が5年を超えるマイホームの譲渡損失が生じた場合には、次の（イ）又は（ロ）により、その譲渡損失の金額をその年の他の所得と損益通算することができます。

その年で通算しきれなかった譲渡損失の金額がある場合には、その年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円を超える年分を除きます。）の所得から繰越控除することができます。

（イ）新たにマイホームを買換える場合の特例

売ったマイホームの代わりに新たなマイホームを取得し、年末においてその新たなマイホームの取得に係る住宅ローン残高がある場合は、一定の要件の下で、売ったマイホームの譲渡損失の金額について損益通算及び繰越控除をすることができます。

（ロ）新たにマイホームを買換えない場合の特例

マイホームの譲渡契約締結日の前日において住宅ローン残高があるマイホームを売った場合は、一定の要件の下で、そのマイホームの譲渡損失（住宅ローン残高からマイホームの譲渡対価の額を控除した残額を限度とします。）の金額について損益通算及び繰越控除をすることができます。

他にもいろいろありますので、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

▷▷▷▷ <http://www.nta.go.jp>

出典：国税庁ホームページ（パンフレット・手引き）



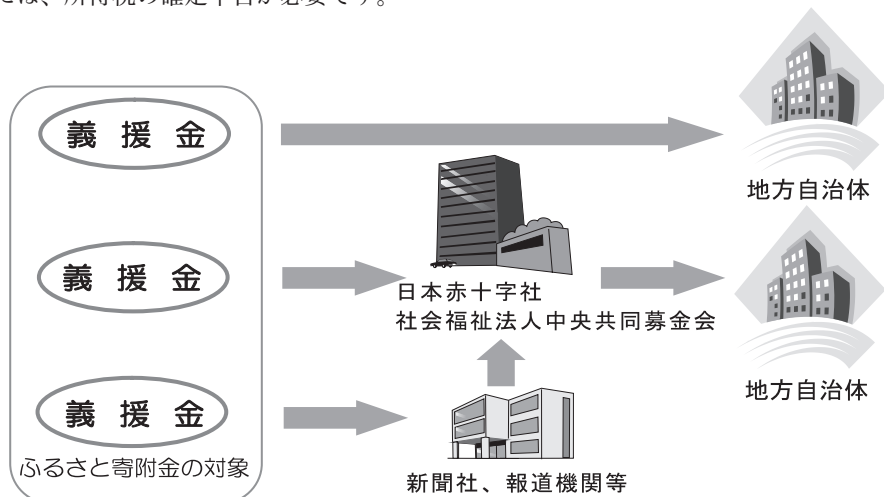
東京都主税局ホームページ <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

都税事務所だより

個人が東日本大震災に係る義援金を寄附した場合の個人住民税「ふるさと寄附金」制度について

個人の方が、市区町村や都道府県に対して2,000円（平成24年度分の個人住民税から適用）を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除が受けられます。

東日本大震災に係る義援金については、直接、被害を受けた地方自治体に対して寄附した場合に加え、団体を経由して地方自治体に寄附した場合も、ふるさと寄附金の制度の適用を受けることができます。個人住民税の税額控除を受けるには、所得税の確定申告が必要です。



「ふるさと寄附金」に係る個人住民税の税額控除額

下記の①と②の合計額が、寄附した翌年の個人住民税から控除

- ① 基本控除額
 (寄附金【※1】－2,000円) × 10%
 ※1総所得金額等の30%を限度
- ② 特例控除額【※2】
 (寄附金－2,000円) × (90%－0～40%【※3】)
 ※2個人住民税所得割額の1割を限度
 ※3寄附者に適用される所得税の限界税率

税額控除を受けるには、1月1日から12月31日までの間に行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に所得税の確定申告をする必要があります。

《ふるさと寄附金の税額控除額のイメージ》 (一例であり、実際の軽減額と異なる場合があります。)

年収700万円の給与所得者(夫婦2人(配偶者を扶養)が、都道府県に対する寄附金として、平成23年中に3万円の寄附をした場合(所得税の限界税率20% 住民税所得割額371,500円)

- ◇ 基本控除額
 (30,000円－2,000円) × 10% = 2,800円
- ◇ 特例控除額
 (30,000円－2,000円) × (90%－20%) = 19,600円
 (個人住民税所得割額の1割(37,150円)未満)

税額控除額は、
 2,800円 + 19,600円 = **22,400円** (基本控除額 + 特例控除額)

【お問い合わせ先】主税局課税部課税指導課個人事業税係 電話03-5388-2956

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成24年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
申告期限	平成24年1月31日(火)

>>>>> 詳しくは、「申告の手引き」または主税局ホームページをご覧くださいか、目黒都税事務所償却資産係(電話 5722-9074)へお問い合わせください。

区役所だより

東日本大震災及び円高への対応に係る 中小企業資金繰り支援策を実施しています

目黒区では、「セーフティネット保証5号」及び「東日本大震災復興緊急保証」の申請を受付中です。

◆制度のあらまし

「セーフティネット保証5号」は、業況が悪化している指定業種を行い、経営の安定に支障が生じていることについて認定を受けた中小企業者を対象に、信用保証協会が借入額の100%を保証（一般保証とは別枠）する制度です。指定業種は、東日本大震災と円高の影響を踏まえ、上半期に引き続き原則全業種であり、一部利用要件を緩和しています。

「東日本大震災復興緊急保証」は、東日本大震災によって直接又は間接被害（風評被害を含む）を受けた中小企業者を対象に、信用保証協会が借入額の100%を保証（一般保証及びセーフティネット保証とは別枠）する制度です。

◆申請方法

申請書と必要書類を持って、総合庁舎本館1階産業経済課へお越しください。申請書は目黒区ホームページからダウンロードできます。

◆24年度の保証及び制度融資

新年度の制度については、目黒区ホームページなどでお知らせします。また、保証については中小企業庁のホームページも併せてご覧ください。

◆ご相談、お申し込みは 余裕をもって

制度融資に関するご相談、お申し込みは予約制となっています。年度末は窓口が混み合いますので、余裕を持ってご利用ください。

（予約電話番号5722・9880
目黒区商工相談所）

問

産業経済課 経済・融資係
Tel 5722・9879

経済の国勢調査

「経済センサス―活動調査」

にご協力をお願いします

全産業分野の事業所・企業の経済活動の状況を、全国及び地域別に明らかにし、「日本の経済力」を把握する調査です。全国すべての事業所・企業が対象です。

調査結果は、国の各種行政政策をはじめ、地域の産業振興や商店街活性化などの諸施策に活用するための基礎資料となります。

◆調査項目

経営組織、事業所の開設時期、従業員数、事業内容、売上額などです。

◆実施方法

単独事業所や新設事業所には、1月下旬頃から調査員が伺い、調査票を配布します。2月中旬頃までに、調査票の回収に伺います。

支店・支社等を有する企業及び一部単独事業所は、調査票を本社に郵送し、郵送またはインターネットで提出していただきます。

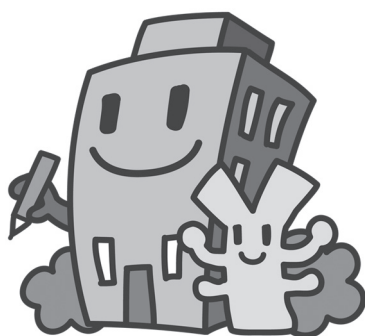
◆統計法に基づく調査です

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査です。調査を受ける企業には、報告の義務があります。また、調査を実施する者には、調査によって知れたことを他に漏らしてはならない守秘義務があります。調査の内容は、統計の作成の目的以外（税の資料など）に使用することはありません。

問

地域振興課 統計係
Tel 5722・9874

ビルくんとケイちゃん



経済センサスのキャラクター

目黒区役所ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

目黒区内中学生の作品 ——— 税金を 納めて見守る 使い道 ———

知ってトクする、話のネタに (18)

今どき巷で流行るモノ



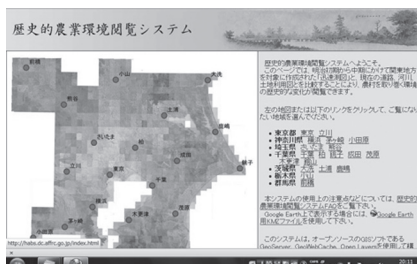
目黒たまこ
(祐天寺)

歴史的農業環境閲覧システム

安全な住まいを探すためには、過去の土地利用を知ることが大事と言われています。人口が増加、埋立てや造成が必要になる以前の土地利用は土地の高低に従っており、低地は水田に、高台は畑にと、分かりやすいルールがあったと推測されるからです。

過去の土地利用を知るためには国土地理院の旧版地図、空中写真を見るなど、いくつかの方法がありますが、その中で最近注目されているのが独立行政法人農業環境技術研究所が作って公開している「歴史的農業環境閲覧システム」です。

これは明治初期から中期にかけて関東地方で作られた「迅速測図」と、現在の道路、河川、土地利用図を重ね合わせ、インターネット上で公開されているもので、元々は農村を取り巻く環境がどう変わってきたのかを知るために作られています。住まいの安全は本旨ではありませんが、視点を変えれば有用な情報のひとつ。



歴史的農業環境閲覧システム

<http://habs.dc.affrc.go.jp/index.html>

ただし、地名、自治体名が古く、縦書き、横書きが混在、横書きは今と左右が逆になっているなど、見にくい点もあるため、ご覧になる時には現在の地図を手元に置き、新旧を重ね合わせながら見るのがお勧め。寺社や公園などを目印に、ご自宅のある地域を絞り込んでいくと分かりやすいようです。ちなみに目黒区役所から当法人会館のあるあたりにかけては畑、茶畑が多かった様子。明治時代、政府の殖産興業策のため、都内には茶畑が多かったからだろうですが、風景を想像してみると、ちよつと不思議な気分になりますね。

着る毛布

節電の冬。昨冬から売れ始め、今冬、ネット通販を中心に売り上げを伸ばしている商品があります。それが着る毛布。本来、寝る時にかけて使う毛布を室内でのくつろぎタイムに着るように袖を付けたもので、はだけないよう背面にボタンのあるタイプもあります。フリースやマイクロファイバーなど暖かく、ふわふわした素材を使い、これがあれば暖房費も節約可とか。寒がりの方は一度チェックしてみてもいかが？

韓国コスメ *

カタツムリ、蛇、蜂にキャビア、ヨモギ……。およそ美容とはほど遠そうな成分を売りに、韓国製の女性用化粧品が人気を集めています。ドラマにはまって韓国を訪れた人がお土産に買い、その性能の良さにリピート、やがて日本でも売られるようになったもので、高品質で低価格が売り。ドラマ同様、一度使うとはまるとの噂です。

自転車保険

東日本大震災以降、自転車通勤者が増えています。一方で歩行者と自転車との接触事故が増加、危険が指摘されています。

道路や駐輪場の整備、交通ルールの徹底、ブレーキのない競技用自転車「ピスト」の取り締まりなど各種対策が取られる中、このところ、広まり始めているのが自転車保険です。

ご存じの通り、車やバイクなど違い、自転車には強制加入保険がありません。平成23年以前には損害保険各社が販売していたものの、関心の低さなどから中止に。

しかし、自転車事故も起こしてしまうと自動車事故と変わらず、加害者は多額の賠償金を払うことになります。そこで、その対策として、コンビニエンスストア店頭や携帯電話で契約できる保険が新たに登場しているのです。

利用者の多くは自転車通学する子どもを持つ主婦。保険料は商品により異なりますが、年数千円以下で済むものもあり、比較的手頃。もちろん、事故を起こさないように心がけるのが一番ですが、備えとしては考えてみて良いのかもしれない。

*コスメとはコスメチックの略。化粧品を指します。

江戸しぐさ考 (17)

若水迎え

新玉の年をお迎えし皆様にはつづがなくお過ごしのことと存じます。今年も飛躍の辰年といわれています。初心にかえり心から寿ぎたく存じます。

さて、最近あまり行われていないようでございますが、元旦に早起きして神棚に供えるお水を汲みに行くのは男性が行っていました。

「若水迎え」と云うようです。時には女主人も行っていたと聞きます。まず、この若水を先ず神仏に捧げ、口をすすいで身を清め、食べ物を煮たりお茶をたてたりしました。

お水を捧げるまでは、どなたとも口をきいてはいけないという戒めもあった



(名所江戸百景・神田明神曙之景)

たようです。この新年の習いは見なおしてもよいのではないのでしょうか？

浮世絵「神田明神曙之景」名所江戸百景にも若水を汲み終えた神主・巫女・仕丁が地震（安政3年）後の朝焼けの江戸の下谷方面を見ている錦絵（安政4年版）があります。

「あらたま」とは

江戸しぐさの名付け親である芝講師は年賀状に、この「あらたま」を好んでお使いになつておられました。

「あらたま」を調べてみると、

・「新玉」「粗玉」「荒玉」、「ハク」
とも書かれ、「年」「月」「日」「夜」「春」の枕詞として使われた。

・掘り出したままで磨いていない玉。

とあるように、色々な意味を持つ言葉であることが分かります。芝講師は「新しい」と「粗い」に共通する部分を新年のご挨拶とすることで、毎年会員の皆様へ「新たまる」ことの大切さをお伝えしたかったのだと、毎年、年賀状の季節になると考

(備) パンネットジャパン (大橋)

代表取締役 和城 いせ

えてしまいます。

先の不安定な時代の中、私も常にその路を「新ため」ながら、前を向いて歩いて行きたいと思っております。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

「あらたま」と「お正月」

正月の「正」は「一」を「止」める、と書きますね。

そんなことから新年を迎えると同じ時に一度立ち止まってみてはいかがでしょうか。立ち止まって初めて見えることもございます。去年練った今年度の計画も、今ならまだ「新ためる」ことができるかもしれません。

あらたま茶

江戸の頃、お茶は高価なものでした。そのために、法事のように大事な行事以外には、お茶を人にプレゼントしない不文律があったそうです。現在でも、不祝儀の時に茶をお返しするのはその名残のようです。

江戸の良さを見なおす会が以前に出した本にこのような一文がございます。『「略」 そのようなことから「あらたまのお茶」として年始のご挨拶にお茶を贈るときは、江戸ゆかりの方かそうでないかをよく見極めてからにしてください。もしご存じない方に贈ろうものなら、「縁起でもない」と言われてしまい、せっかくの気持ちが逆にアダとなることもございます。』(「今こそ江戸しぐさ第一歩」から抜粋)

一方あらたま茶として喜んでくださった方には、新年の祝いに相応しい、すがすがしい気持ちと共に喉を潤す贈り物が出来るのだとも教えて頂きました。

あらたまの寿ぎ(ことほぎ)

あらたま寿ぎ(ことほぎ)には、長老に盃をすすめ、健康を祝福します。このお正月、長老とお屠蘇を酌み交わしたご家庭は、どのくらいございましたでしょうか？ わが家でも、会のバツタン様(世話係)から頂いたお屠蘇(10種類)をブレンドし、家族揃って96歳の義父の健康を祝い、更なる長寿をお祈りしました。今年も、廃れてしまったけど懐かしいお正月の行事や振る舞等を見なおして見たらいかがでしょうか。

緑のカーテンを増やそう

エコライフめぐる推進協会

昨年は3・11の東日本大震災を契機に、自然の脅威から節電などの環境問題に焦点が当てられた一年でありました。

昨年の夏場の節電は、緊急対策ではありましたが、国をはじめ都・区や民間企業の呼びかけや取り組みが進められ、こうした情勢作りが功を奏して、本区においても区民の協力の下、大過なく電力需要を抑えることができました。この節電対策に見られるように、環境配慮の取り組みは、私たちがこれまでのライフスタイルを変えようという気持ちの変化が生まれなければ、実際には結びついてきません。

エコライフめぐる推進協会は、区民の意識改革によりエコライフが日常生活に定着していけるよう、様々な事業活動を通じて区民にエコ活動

への転換を働き掛けてきました。こうした事業活動の中でも、緑のカーテン事業は、直接その成果が見え、自然を慈しみ、心に安らぎをもたらす、収穫にもつながることから、年々参加希望者が増えてきました。昨年は150名ほどでしたがゴーヤを題材に講習会と苗の配付を行い、参加者からは西日がさえぎられて快適であった、目隠しにもなり窓を開けて生活する時間が長くなった、収穫量が多すぎて消費に困ったなどのうれしい便りが寄せられました。

緑のカーテンの材料には、ツル科の一年草の植物が用いられています。ゴーヤを奨励してききました。ゴーヤは葉の大きさに、美しさに加え収穫物を食することができるといったメリットがある



ことから、うれしい便りにもつながってきていると思っております。一方、ゴーヤが成長するまでには、毎日欠かさず水やりをする、家を長期間留守にできないなど新たな生活様様を余儀なくされることになりましたが、参加者の着実な努力の結果が実を結び、収穫と省エネ効果をもたらしてくれました。

また、昨年は区の施設の一部にも緑のカーテンを取りつけてきました。地区サービス事務所や保育園など数カ所で実施し、訪れた区民に関心を持っていただき、区民の自発的な行動につながるよう期待してきたところです。しかしながら、区の施設のような事業所では、休日の水やりなど対応策を十分に考えていかないと、成長度合に差を生じ、区民に誇れるような状態にならなかったところもあり、家庭のように順風満帆にはいかないという難しさを感じています。次年度への反省点として加えていくこととしました。

今年も各地で節電を呼び掛けています。節電だけでなく、この地球は毎年暖かくなつて自然の環境が脅かされています。次世代に、この豊かな地球環境を持続させていくことが、今を生きている私たちに課された役

割ではないでしょうか。そのために、私たち一人ひとりの日常生活が、将来にわたつて持続的なエコ生活に変わっていくことが望まれています。エコライフめぐる推進協会では、皆さんと一緒にエコ生活を考えていくため、講演会や講習会そしてイベントなどを行ってまいります。是非いろんな機会を利用して、新しい生活スタイルにチャレンジしてほしいと思っております。

まだまだ自然の脅威が消えたわけではありません。昨年の夏も熱帯夜が続き、節電に大変ご苦労されたかと思っております。また台風も気象変化の影響で、大型化や速度、進路の予測が難しくなり、西日本を中心に大雨の被害などをもたらしました。国外に目を転じれば、竜巻や異常乾燥やオゾン層の破壊など気象の変化が激しさを増していることが実感されます。温暖化の影響は、もう待ったなしの状況であるかと思われま

今年も、季節に合わせて、私たちが楽しくできるエコ生活を考え、行動すること、この節電の呼び掛けにも応えていきましよう。そして今年の夏には再び緑のカーテンを我が家に彩らせて下さい。

「法人会活動に参加してきました」

普通救命講習会で応急手当を学ぶ

(株)東京情報堂(五本木) 中川 寛子

第五支部が主催、目黒消防署で行われた普通救命講習会に参加してきました。この講習会は昨年から2回行われており、参加者は60人にも及ぶそうです。

3時間に及ぶ講習会では説明を聞くだけでなく、消防団の方々の指導の下、実際に人工呼吸を行ったり、AEDを使うなどの実習も行われました。私にとってはいずれも初めての経験で貴重なものでしたが、そのうち、いくつか、印象的だったことについて以下、ご紹介します。

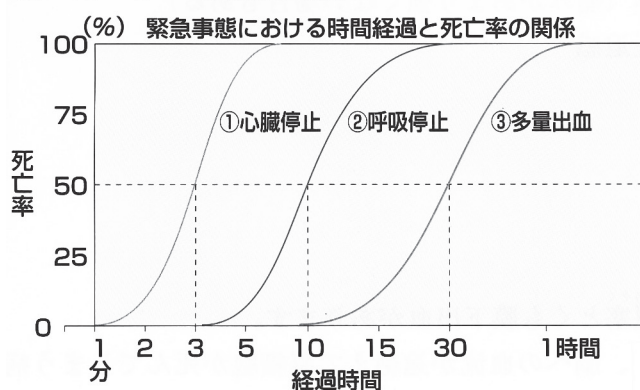
ひとつは講習会冒頭で説明された応急手当の重要性です。救急車が要請を受けてから現場に到着するまでの平均時間は6〜7分(都内も同様)。通常なら、さほど長い時間ではありませんが、傷病者にはこれが生命に関わるものなのだとか。

というのは、心臓停止から3分経つと死亡率は約50%にのぼり、呼吸停止では10分後でやはり50%、多量出血では30分経過で50%となるそうです、時間の経過は救命の大きな妨げとなります。当日のテキストではカーラーの救命曲線という表が掲出され

ており、1分の重みは歴然。

また、地震その他の災害時であれば要請をしても、そもそも救急車が到着しない事態もあり得ます。となれば、互いの命を救うため、私たちは自分でできることをしなくてはなりません。今後の地震発生の可能性などを考えると、最低限の応急手当は知っておくべきでしょう。

カーラーの救命曲線

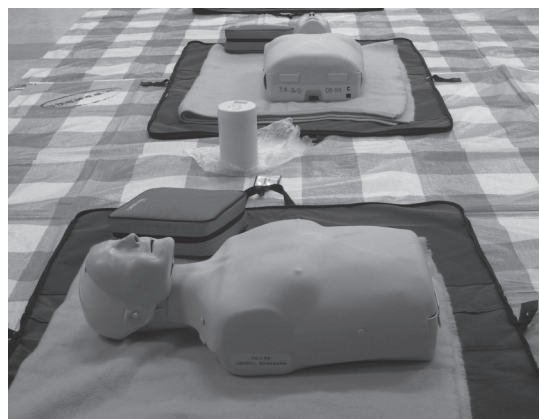


公益財団法人東京防災救急協会の普通救命講習テキストより引用

救命者を支えるために 知っておきたいこともある

また、実際に人工呼吸や胸骨圧迫などの手当ができなかったとしても、救援者の手助けとなる行動が多数あるということを知ったのも、大きな発見でした。

たとえば、最近駅やデパート、学校、公共施設など人が集まる場所で見かけるようになったAED(自動体外式除細動器)。これは突然の心停止の原因となる重症不整脈に対し、心臓に電気ショックを与え、心臓が本来持っているリズムに回復させるために行うもので、使用するのが1分遅れるごとに生存率が7〜10%も落ちるといいます。そのため、救援者が人工呼吸をしている時に他の人



当日は訓練用の人形を使って声を掛けたり、人工呼吸などの体験。神経と体力を使う作業であることを実感



AEDは機械自身が音声で操作案内をしてくれるため、落ち着いていれば一般の市民でも操作できる

がAEDを搬送できれば、時間が無駄にならず、大きな手助けになります。AED自体はごくごく小さな箱ですから、日常的にどこにあるかを意識してさえいれば、誰でも取りに行けるはず。心がけていれば、私でもお役に立つかもしれないと思ったものです。また、電気ショックを与える際には傷病者に他の人が触れないようにする必要がありますが、そのためには周囲を制止する役割を担う人が欲しいところ。もちろん、AED以前の状況でも倒れている人がいることを他の人に大声で伝える、119番通報をするなどが考えられます。

もちろん、自分で実際の行動ができるようになるのがベストですが、救命のための流れを知るだけでも世のためになるかと思えます。機会があれば、皆様も一度講習会に参加していただきたいものです。

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書（コピーしてお使いください）

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社名:

TEL

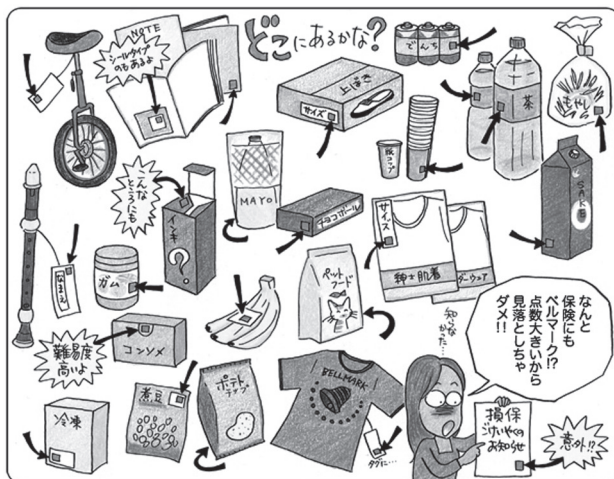
FAX

お申込会社住所:

E-mail:

「ベルマーク」を被災地に

昨年(2011年)は東日本大震災が発生し多くの学校が失われたりまたは損害を受けました。世界中から多大な支援が被害地域に送られましたがいつまでも続けられるわけではありません。資金を贈るといったことをずっと続けて行うことは困難かもしれませんが、日常生活の中で収集できる「ベルマーク」を通じて被災地の学校に継続的な支援を行いますか。何気なく捨てられている「ベルマーク」を集めることによって被災地が救われます！



集める

2000種類以上の商品にベルマークがついています。ふだんの買い物で自然に集まるはずです。日頃からベルマーク一覧表をチェックし、見落としたり間違ったり捨てたりしないように注意しましょう。



ベルマークへの参加資格は学校や幼稚園などのPTAと、大学や公民館等に限られていますが、個人の場合は、集めたマークを、参加校に寄付したり財団に寄託したりする方法があります。「応援はだれにでもできます」。

現在、目黒法人会では使用済み切手や書き損じハガキを回収していますが、同じ要領でベルマークを集めていただき、法人会事務局がまとめて必要な学校または財団に送ります。学校では自分たちが必要としているものを選んで購入することができます。少量でも結構ですので、ついでのときにベルマークを事務局にお持ちください。

※協賛62社の社名やベルマーク一覧表、どのような商品についているか等、詳しくはベルマーク財団ホームページ (<http://www.bellmark.or.jp/>) をご覧ください。

公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外にも随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局（TEL：3 7 1 2-9 5 8 8）までお問合せください。

最新のイベント情報は、当会のホームページ（<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>）をご覧ください。

行 事	日 時	会 場	内 容
人 事 労 務 相 談 室	相談予約は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	法人会館 もしくは申込会社	人事労務の諸問題を事業経営のなかでいかに解決するか等相談コーナー ・人事・労務・賃金全般 ・社会・労働保険全般（厚生年金、健康保険、労働保険など） ・経営・金融など相談全般
インターネットセミナー	ご不明の場合は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	ご使用の パソコンから アクセスください	・目黒法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます （ http://www.tohoren.or.jp/meguro/ ） ・会員以外の方もセミナーが無料で受講できます
新設法人説明会	2月16日(木) 13時30分	目黒法人会館	新設法人対象（会員不問）税知識、会社設立に伴う税務手続きを親切に解説します （ホームページの「新設法人企業経営者の皆様に」をご覧ください）
	4月19日(木) 13時30分	目黒税務署	
	6月21日(木) 13時30分	目黒税務署	
決算法人説明会	1月13日(金) 14時	日興証券(株)	決算期を迎える法人対象（会員不問） 主に決算・申告の実務、法人税、消費税、印紙税、源泉所得税等を解説します。
	2月17日(金) 14時	自由が丘支店	
	3月23日(金) 14時	野村證券(株)	
	4月23日(月) 14時	目黒税務署	
	5月28日(月) 14時		
	6月18日(月) 14時		
	7月 6日(金) 14時		
めぐる環境ナビゲーター 養成講座	1月14日(土) 14時～	目黒区総合庁舎 大会議室 (上目黒2-19-15)	ワークショップ、グループ別発表 講師：東京大学大学院准教授 梶田 真 氏
新年賀詞交歓会	1月19日(木) 18時～	目黒雅叙園 2階「夢扇」	新年を迎えるにあたり、目黒税務連絡協議会主催による「新年賀詞交歓会」を開催いたします
青年部会 新春税務研修会	1月24日(火) 17時～	法人会館	・テーマ「世界同時不況を検証する ～中小企業の生き残り策～」 講師：日本国際戦力問題研究所所長 津田 慶治 氏 世界経済の現況から展望を通して、中小企業の発展と今後どのように勝ち抜けばよいかを分かりやすく講演していただきます。
業務執行理事会	1月24日(火) 10時	法人会館	・平成24年度事業計画・予算（案）審議 ・事業運営報告 懸案事項審議
広報委員会	1月25日(水) 11時	法人会館	・「広報椎の木」新年号講評 ・「広報椎の木」春号の製作・編集
広報委員会 編集会議	1月25日(水) 13時	法人会館	・「広報椎の木」春号の製作・編集のための台割り、掲載内容の検討
女性部会 新春税務研修会	1月26日(木) 17時～	法人会館	・テーマ『日本の財政等について』 講師：目黒税務署 法人担当副署長 樋渡 明人 氏
源泉部会 e-Tax 研修会	1月31日(火) 14時～	区民センター 5F 会議室	国税電子申告・納税システムの実践について 講師：目黒税務署 法人課税第2部門 源泉審理官 小針 真人 氏
第1・2・3・4支部 合同講演会	2月6日(月) 18時～	大橋会館	・テーマ「大震災から会社を守る事業継続計画」 講師：ニュートン・コンサルティング(株) 代表取締役 副島 一也 氏 東京都推進のBCP（事業継続計画）策定支援事業について、中小企業の防災・危機管理への取り組みなど具体的な面を講演いただきます。
厚生委員会 ボウリング大会	2月7日(火) 18時～	品川プリンスホテル ボウリングセンター	福利厚生事業
第6支部 税務研修会	2月8日(水) 18時～	目黒雅叙園 「竹林の間」	・テーマ「個人の確定申告の注意点等について（仮題）」 講師：目黒税務署担当官 確定申告上の注意点を分かりやすく説明していただきます。

これからの予定 皆様のご参加をお待ちしております

◆目黒税務連絡協議会・目黒法人会新年賀詞交歓会

日時：平成24年1月19日（木） 午後6時

会場：目黒雅叙園

目黒区下目黒1-9-1 TEL 3491-4111

◆第1・2・3・4支部合同講演会

日時：平成24年2月6日（月） 午後6時～

会場：大橋会館

目黒区東山3-7-11 TEL 3710-8880

テーマ：「大震災から会社を守る事業継続計画」

講師：ニュートン・コンサルティング(株) 代表取締役 副島 一也 氏

◆法人会ボウリング大会

日時：平成24年2月7日（火） 午後6時～

会場：品川プリンスホテル・ボウリングセンター

お問合せ・申込は公益社団法人目黒法人会事務局へ

Tel:3712-9588 Fax:3712-8829 E-mail: mg_fujie@tohoren.or.jp

編集後記

初めて編集長を務めさせていただきました。いくつになっても新しい経験は楽しく、勉強になります。ご尽力、ご寄稿いただきました皆様に感謝、学びの機会を与えていただけたことに深くお礼を申し上げます。

H・N

編集子

「三種の神器」

天照大神より授けられた「鏡・剣・玉」を指して三種の神器と言われていますが、時代は変わり戦後豊かさの象徴であった家電三種の神器は「電気冷蔵庫・電気洗濯機・白黒テレビ」でした。1960年（昭和35年）頃には「カラーテレビ・クーラー・自動車」が三種の神器と変わり、小泉純一郎元首相は2003年（平成15年）の国会演説で「食器自動洗浄機・薄型テレビ・カメラ付き携帯」を新・三種の神器と命名しました。これらの家電は望めば容易に手に入られる様になり、物質的な

豊かさでは不自由しない時代になりました。

ヒマラヤの仏教国ブータン王国のワンチュク国王が来日し、国民総幸福度（GNH）が注目されています。GNHとは国の豊かさを「経済」でなく「幸福」ではかろうという考え方で、国の政策目標がこのGNHをいかに上げるかを柱に据えています。

内閣府が一昨年調査を行った結果、幸福度の評価そのものは10満点で平均6.5点でした。法政大学大学院の調査で「47都道府県の幸福度に関する研究結果」では1位福井県、2位富山県と日本海側が続ぎ、東京は38位でした。ちなみに最下位は都構想を選挙の論点にしたところでした。経済不況のなか戦後最大の危機と言われる今回の震災で、失われたと思われた「絆」や「連帯感」が高まり、希望や幸福をさらに感じてGNHの上昇につながればと願います。

Y・K

 目黒法人会員

 目黒法人会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。

記念日を寿ぐ、目黒で慶ぶ



2012 年、皆様の祝祭のパートナーとして

ご婚礼・ご宴会・忘新年会・記念式典・展示会・会議

懇親会・ご法事・ご会食・ご宿泊・・・

皆様の多彩なステージに目黒雅叙園をご利用ください。

施設のご案内

- 大小宴会場
- レストラン・ラウンジ
- 婚礼（神殿、チャペル）
- ホテル（全 23 室・スイート）
- 東京都指定有形文化財「百段階段」
- ケーキショップ
- アトリウムガーデン

ご予約簡単！情報充実！
目黒雅叙園 web 会員募集中

会員にご登録いただくと、次回より簡単にレストランにご予約いただけます

- ・入会費、年会費無料
- ・メールマガジンで旬の情報をお届け
- ・web 会員限定特典あり



ケータイから

※ケータイからは会員登録のみ承ります



PC、スマートフォンから

目黒雅叙園 web 会員 検索

目黒雅叙園

TEL 03-3491-4111 (代表)

<http://www.megurogajoen.co.jp>

目黒駅 (JR 山手線、東急目黒線、東京メトロ) より徒歩 3 分

その他、各種ご宴会、記念日のお祝い、
記念写真などお気軽にご相談ください。



企業の明日を支える会員専用のプランとして、昭和46年に発足した
「経営者大型総合保障制度」は、平成23年に40周年を迎えます。



渋谷支社/東京都渋谷区道玄坂1-10-8 (渋谷野村ビル3F)
TEL 03-5489-6800



AIU保険会社
エイアイユー インシュアランス カンパニー

東京第一ISオフィス/東京都新宿区西新宿1-26-2 (新宿野村ビル34F)
TEL 03-5320-2561